

法体園地再整備計画策定業務 プロポーザル実施要綱

1. 業務の目的

本市では、「由利本荘市観光振興計画」の中で、鳥海山を核とした広域観光振興を掲げ、周辺自治体等と連携しながら、鳥海山エリアの観光開発に取り組んできた。

中でも、鳥海山観光のハイライトとして人気の高い法体の滝については、「鳥海山観光ビジョン」でも「鳥海山エリアの顔」と位置付けるなど、重要な観光スポットであるが、滝の下流部に当たる百宅地区では「鳥海ダム」の建設工事が進められていることから、法体の滝へのアクセスルートや河川区域の変更など、法体園地を取り巻く状況が大きく変化してきている。

本業務は、鳥海ダム建設を契機として、観光客のニーズに合わせた満足度の高い観光拠点として、また本市の鳥海山エリアの顔として、法体園地の機能強化と、魅力向上を図るための「法体園地再整備基本計画」を策定するものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

「法体園地再整備計画策定業務」

(2) 業務の内容

「法体園地再整備計画策定業務特記仕様書」（別紙）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(4) 委託料の予算額と契約行為

当該業務に係る委託料の予算額は4,900千円（消費税及び地方消費税を含む）である。よって、提案できる見積額は4,900千円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とすること。なお、企画提案による選定者は、本業務の随意契約者として特定するが、契約条件について相互確認の上、改めて見積を依頼する。

(5) 成果品の内容

「法体園地再整備計画策定業務特記仕様書」（別紙）による。

3. 発注者及び事務局

(1) 発注者

由利本荘市長 湊 貴信

(2) 事務局

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市観光文化スポーツ部観光振興課

電話 0184-24-6346 ファクシミリ 0184-24-3044

電子メール kanko@city.yurihonjo.lg.jp

4. 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

5. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 公告日以前に由利本荘市に令和2・3年度入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。入札参加資格審査申請書を提出していない者、若しくは受理されていない者については、参加表明書と併せて提出することとする。この場合、入札参加資格はこの事業に限り有効となるが、入札参加資格審査の結果、適格でないと認められたときは受理しないことがある。
- (3) 企画提案書等の提出期限において、由利本荘市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 過去5年間（平成29年4月から令和4年3月まで）において、自治体における観光拠点等の整備計画の策定および設計等に類する業務の実績を有していること。

6. 参加表明等

「5. 参加資格」に掲げる条件を全て満たし、本業務に参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。

(1) 提出書類

- ①法体園地再整備計画における企画提案参加表明書（様式1）
- ②会社概要書（様式2：別様にて資料がある場合は添付を認める）
- ③業務実績書（様式3：別様にて実績がわかる資料がある場合は添付を認める）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）により提出。

郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先に確認のこと。

(4) 提出期限

令和4年7月22日（金） 午後5時

持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(5) 提出先

事務局：由利本荘市観光文化スポーツ部観光振興課

〒015-8501 秋田県由利本荘市尾崎17番地

電話 0184-24-6346 ファクシミリ 0184-24-3044

電子メール kanko@city.yurihonjo.lg.jp

(6) 参加の承認

参加承認の可否については、令和4年7月26日（火）までに、参加表明書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

7. 質問書の受付及び回答

本業務に関して質問がある場合は、質問書（任意様式）により提出すること。

※口頭による質問の受付は行わない。

(1) 提出期間

令和4年7月11日（月）～22日（金） 午後5時

(2) 提出方法

電子メールによる提出とする。

(3) 提出先

上記担当事務局に同じ。

(4) 回答方法

令和4年7月26日（火）までに、電子メールにより参加表明者に回答する。

(5) 辞退届けについて

参加表明後、質問の回答内容によって辞退する場合は令和4年7月27日まで辞退届けを事務局まで提出すること。

8. 企画提案

「法体園地再整備計画」の業務内容を踏まえ、下記の要領で企画提案書を提出すること。なお、提出された書類は返却しないものとする。

(1) 提出書類

①企画提案書提出届（様式4）

②企画提案書（任意様式 表紙を除いて15ページ以内とする。）

・A4版サイズ・左綴じ・文字サイズは10ポイント以上とする。

・1事業者1案として、PRしたいポイントや提案趣旨などを、簡潔にわかりやすく記載し、意思表示は明確にすること。

・提出を求めている資料を添付するなど、過大なものにならないようにすること。

③実施体制調書（様式5）

④見積書（任意様式）

A4版で様式は自由だが、業務名と見積金額（税込）、積算内訳を記入すること。

※2-(4)に示した委託料の予算額内とする。

(2) 提出部数

①のみ1部提出。

②～③までを1部として整理し、7部提出。

※④については、正本1部のみ社印を押印し、残り6部は複写可。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）により提出。

郵送の場合は、提出期限までの必着とし、到着の有無について提出先に電話で確認すること。

(4) 提出期限

令和4年7月29日（金） 午後5時
持参の場合は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(5) 提出先

上記担当事務局に同じ。

9. 委託予定者の選定方法

(1) 選定方法

委託予定者の選定は、「法体園地再整備計画策定業務プロポーザル審査委員会」の審査において、次により決定する。なお、審査は非公開とする。

- ①企画提案のプレゼンテーションを「10. プレゼンテーションの実施」により行う。
- ②プレゼンテーションの内容を評価し、「法体園地再整備計画策定業務プロポーザル評価基準」に基づき審査する。
- ③「法体園地再整備計画策定業務プロポーザル評価基準」の評価点が最も高く、見積書の額が「2. 業務委託の概要」の「(4) 委託料の予算額」以下であった場合、委託予定者として選定。

ただし、「2. 業務委託の概要」の「(4) 委託料の予算額」以上の額であった場合は、評価点が次点の企画提案者を委託予定者として選定する。

- ④最高点の企画提案者が複数であった場合は、「法体園地再整備計画策定業務プロポーザル審査委員会」の議決により、委託予定者を決定する。

(2) 評価基準

下記の項目について審査する。

| 評価資料 | 評価項目 |
|-----------|-------------------------------------|
| 会社概要 | 会社状況 業務実績 業務実施体制 |
| 企画提案内容 | 実施方針、基礎調査・分析、創意工夫 作業スケジュール 費用 |
| プレゼンテーション | コミュニケーション能力、取組姿勢 |

10. プレゼンテーションの実施

(1) 実施日時（予定）

令和4年8月4日（木）午後1時30分

(2) 実施場所

由利本荘市内で事務局が指定する場所

※天変地異や感染症のまん延による行動制限等、特殊な事情がある場合にはインターネットを利用したオンライン会議ツール等で実施する場合がある。

(3) 実施時間

1 事業者につき 30 分程度とする。

プレゼンテーションを 20 分以内とし、その後、質疑応答を 10 分程度設ける。

※プロジェクター使用の場合は由利本荘市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

(4) その他

①プレゼンテーションは、その内容を非公開とし、全て録音、録画するものとする。

②プレゼンテーションは、企画提案書で提出された資料をもとに行うこととし、追加提案の説明や追加資料の配布はできないものとする。

③プレゼンテーション及び質疑への回答は、本業務を受託した場合に実際に業務を担当し責任を持つ者が行わなければならない。

④同席者は、2 名まで認める（説明者とあわせて 3 名までとする。）。

⑤ 2 事業者以上から企画提案書の提出があった場合、プレゼンテーションの順序は提出が早かった順番とする。

11. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、これを失格とする。

- (1) 「5. 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、「法体園地再整備計画策定業務プロポーザル審査委員会」が失格と認めた場合

12. 企画提案の関する経費

当該プロポーザルの企画提案に関する必要経費は、すべて企画提案者の負担とする。

13. 特定及び非特定に関する事項について

法体園地再整備計画および基本設計業務プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、由利本荘市は特定した委託予定者に対しては、特定された旨を書面により通知する。また、特定されなかった事業者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知するものとする。

14. 日 程 (予定)

| | |
|----------------------|-------------------|
| 令和4年 7月11日 (月) | 当該要綱公表 (特記仕様書等含む) |
| 令和4年 7月22日 (金) | 参加表明書の提出期限 |
| 令和4年 7月26日 (火) | 参加可否の回答 |
| 令和4年 7月11日～22日 17:00 | 質問の受付期間 |
| 令和4年 7月26日 (火) | 質問の回答日 |
| 令和4年 7月27日 (水) | 辞退届の提出期限 |
| 令和4年 7月29日 (金) | 企画提案書等の提出期限 |
| 令和4年 8月 4日 (木) | プレゼンテーション実施 |
| 令和4年 8月 9日 (火) | 審査結果通知 |

15. その他

(1) 業務の再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で本発注者の承諾を得なければならない。

(2) 業務成果の帰属等

① 著作権の帰属

本業務の実施により生じた著作物 (既得されている著作物は除く) に関する著作権 (著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む) は、発注者へ帰属するものとする。

② 著作権の処理

本業務の成果品は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。

また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、発注者は責任を負わない。

(3) 通信事故について、発注者は一切の責任を負わないものとする。